平成２７年（フ）第７１５号
福岡市西区姪の浜３丁目11番20―302号、前住所熊本県玉名郡長洲町大字宮野2162番地
債務者　西山　直美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７４３号
福岡県糸島市篠原西２丁目７番58号　101
債務者　浦田　祥子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７４９号
福岡県太宰府市吉松１丁目４番41―306号
債務者　岩堀　宏規
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７５２号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵1016番地５　サンフラワー須恵102号
債務者　伊藤　容子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７５４号
福岡市博多区竹下１丁目９番３―305号
債務者　寺野下滋弘
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７５６号
福岡市東区土井２丁目33番30―305号
債務者　河野　美喜
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７６８号
福岡市南区横手４丁目１番29―304号、前住所福岡市城南区西片江１丁目16番20―206号
債務者　井上　美穂（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７９０号
福岡市早良区四箇田団地４番612号
債務者　武末千恵子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７９１号
福岡県朝倉郡筑前町新町228番地３　中村アパート２号室
債務者　森友　一夫
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７９８号
福岡市中央区今川１丁目19番15号
債務者　井上　佳子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８００号
福岡県大野城市大城５丁目１番38号
債務者　田代久美子（旧姓片桐）
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８０８号
福岡市南区若久４丁目１番１号
債務者　高山　雅子（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５９号
佐賀県杵島郡江北町大字山口1520番地
債務者　安松理津代
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第５８号
長崎県大村市玖島２丁目326番地１　ベルメゾン上小路壱番館101、旧住所長崎県大村市原口町605番地３　アメニティ原口101号
債務者　補伽麻衣子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成27年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１５３号
茨城県ひたちなか市大字中根4891番地８　ドゥーラフィネＡ棟102号
債務者　板橋　将彦
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１７４号
茨城県水戸市元吉田町1400番地　江原住宅
債務者　橋本　英夫
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１２号
千葉県館山市北条2116番地
債務者　鈴木　香織
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
千葉地方裁判所館山支部